

「義歯の輸入禁止を」

歯科技工士が訴訟 安全性揺らぐ

最高裁で審理

「法律の趣旨に基づき、海外委託による歯科技工を禁止するべきだ」。協本征男さんから80人の歯科技工士の原告が、国を相手取って起こした訴訟は現在、最高裁で審理されており、その判断が注目されています。

この訴訟は、中国などで作製された低価格の歯科技工物（義歯など）の輸入の増加という事態を受けて起こされたものです。

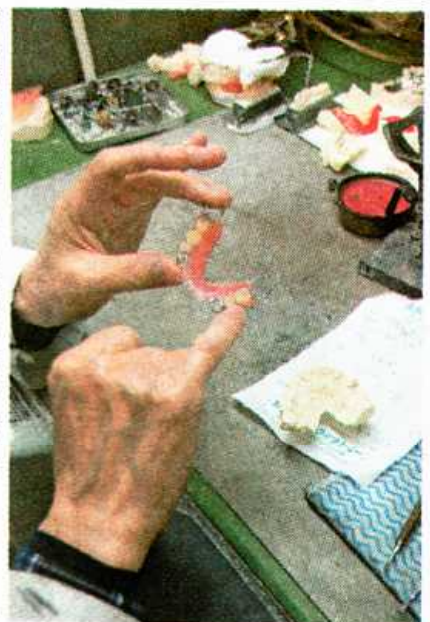
輸入される歯科技工物は、歯科技工士の免許を持っていない外国人が、日本の歯科医師などの委託によって作製するので、「歯科技工の海外委託」とも呼ばれます。

が許容されると、この歯科技工士制度が崩壊し、歯科技工物の安全性が大きく揺らいでしまう、と原告は訴えています。

歯科技工士法は、「歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってはならない」（第17条）と規定。これは、歯科技工士などの専門的知識を身につけた有資格者に、歯科技工物の作製業務を独占させる制度をつくることで、その安全を確保しようという趣旨です。

歯科技工の海外委託

原告の協本さんらは自公政権時代、政府に事態の是正をたびたび要求。これに対し、厚生労働省は2005年9月、この問題で初めて通知を出しました。しかし、その内容は、「歯科技工の海外委託は歯科医師の責任で適切に行え」というもの。海外委託を違法とするとどこか、事実上許容するものでした。この通知後、海外委託



歯科技工士が作製している義歯＝東京都世田谷区

原告弁護士は「この問題が逆に増えている傾向も指摘されています。同訴訟は07年6月22日、こうした違法状態をなくすために、東京地裁に提起されました。しかし、同地裁は08年9月、東京高裁は09年10月、それぞれ原告の訴えを棄却する判決を出しました。いずれも原告の訴えの権利さえ認めない不当な判決でした。このため、原告は09年12月に最高裁に上告手続きを行いました。

原告弁護士は「この問題

は最近、TBSテレビが特集で報道し、共産や民主、公明の議員が

今年の国会でいっせいに質問するなど、急速に注目が集まっています。歯科医療を受ける国民の健康が重大な危険にさらされる問題でもあります。歯科技工士制度を維持・充実・発展させる方向で、根本的な解決を実現したい」と話しています。

しんぶん 赤旗

2010年 5月29日 土曜日
日刊第21367号

発行所 日本共産党中央委員会
東京都渋谷区千駄ヶ谷4の26の7
〒151-8586 電話 03(3403)6111

©日本共産党中央委員会2010年